

積算根拠（令和５年度）

【社会保険労務士試験】

社会保険労務士試験（以下「社労士試験」という。）は、社会保険労務士法（以下「社労士法」という。）第10条の規定に基づき、毎年、厚生労働大臣が行っている。

なお、社労士試験の実施に関する事務（合格の決定に関する事務を除く。）は、社労士法第10条の２の規定に基づき、全国社会保険労務士会連合会が行っている。

受験手数料は、社労士法施行令第１条第１項で15,000円と規定されている。

内訳	金額	単価
試験実施費	552,514,038	10,368
人件費	66,436,362	1,247
事務費	32,640,214	612
その他	201,856,000	3,788
支出合計	853,446,614	16,015

（単位：円）

※受験申込者数 53,292名

積算根拠（令和 5 年度）

【紛争解決手続代理業務試験】

紛争解決手続代理業務試験（以下「代理業務試験」という。）は、社会保険労務士法（以下「社労士法」という。）第13条の 3 の規定に基づき、毎年、厚生労働大臣が行っている。

なお、代理業務試験の実施に関する事務（合格の決定に関する事務を除く。）は、社労士法第13条の 4 の規定に基づき、全国社会保険労務士会連合会が行っている。

受験手数料は、社労士法施行令第 1 条第 2 項で15,000円と規定されている。

内訳	金額	単価
試験実施費	10,269,851	10,984
人件費	4,841,828	5,178
事務費	1,162,357	1,243
その他	177,000	189
支出合計	16,451,036	17,595

（単位：円）

※受験申込者数 935名

積算根拠（令和５年度）

【登録手数料】

社会保険労務士となる資格を有する者が社会保険労務士となり、社会保険労務士業務を行うためには、全国社会保険労務士会連合会に備えてある社会保険労務士名簿に登録を受けなければならないとされています。（社会保険労務士法第14条の２）

この社会保険労務士名簿の登録を受けるためには、まず登録申請書等必要な書類を、入会予定の都道府県社会保険労務士会に提出しなければなりません。

また、社会保険労務士名簿に登録を受けるには、全国社会保険労務士会連合会会則第39条の規定により、手数料３万円を納付しなければなりません。

各種手数料は、登録審査及び登録事務に要する諸経費を基に算定しております。

なお、新規登録及びその他の手続きに要する諸経費の内訳は次のとおりです。

内訳	金額	単価
人件費	20,606,354	10,156
公告・証票費	4,071,391	2,007
印刷費	985,373	486
通信費	2,279,258	1,123
電算費	7,151,958	3,525
管理費	7,280,545	3,588
経由機関事務費	21,269,541	10,483
支出合計	63,644,421	31,367

（単位：円）

積算根拠（令和 5 年度）

【登載手数料】

社会保険労務士法人名簿に登載するためには、登記事項証明書等必要な書類を、その主たる事務所の所在地の属する都道府県社会保険労務士会に提出しなければなりません。（社会保険労務士法第25条の13）

また、社会保険労務士法人名簿へ登載するには、全国社会保険労務士会連合会会則第39条の7の規定により、手数料2万円を納付しなければなりません。

上記手数料は、審査及び登載事務に要する諸経費を基に算定しております。

なお、手続きに要する諸経費の内訳は次のとおりです。

内訳	金額	単価
人件費	1,107,036	4,070
公告・証票費	171,400	630
印刷費	132,223	486
通信費	306,071	1,125
電算費	960,654	3,532
管理費	977,794	3,595
経由機関事務費	2,176,503	8,002
支出合計	5,831,680	21,440

（単位：円）

積算根拠（令和 5 年度）

【付記手数料】

社会保険労務士が、その登録に紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記を受けるためには、付記申請書等必要な書類を、当該社会保険労務士が所属する都道府県社会保険労務士会に提出しなければなりません。（社会保険労務士法第14条の11の2）

また、紛争解決手続代理業務の付記を受けるには、全国社会保険労務士会連合会会則第39条の規定により、手数料5,000円を納付しなければなりません。

上記手数料は、審査及び登録事務に要する諸経費を基に算定しております。

なお、手続きに要する諸経費の内訳は以下のとおりです。

内訳	金額	単価
人件費	468,992	1,017
公告・証票費	926,643	2,010
印刷費	224,054	486
通信費	25,932	56
電算費	81,392	177
管理費	82,845	180
経由機関事務費	806,778	1,750
支出合計	2,616,636	5,676

（単位：円）

積算根拠（令和 5 年度）

【特別研修受講料】

特別研修は、社会保険労務士法第13条の 3 に規定する紛争解決手続代理業務を行うために必要な学識及び実務能力に関する研修です。この特別研修を修了した社会保険労務士は、厚生労働大臣が行う紛争解決手続代理業務試験を受験することができます。

また、特別研修を受講するためには、受講料85,000円を納付しなければなりません。

上記手数料は、実施する諸経費を基に算定しております。

なお、諸経費の内訳は次のとおりです。

内訳	金額	単価
実施費	45,047,506	75,330
人件費	3,265,275	5,460
会議費	285,276	477
通信運搬費	1,072,191	1,793
賃借費	1,228,199	2,054
雑費	102,293	171
経由機関事務費	10,598,154	17,723
支出合計	61,598,894	103,008

(単位：円)

※特別研修受講者数 5 9 8 名